

交流大会合同チーム【近隣町村合同】の参加の特別措置について

平成28年5月6日
千葉県スポーツ少年団
軟式野球専門部
部長 菅原清忠

1. 目的

現在の大会要項では、町村代表単独チームの参加となっている。近年少子化の影響により、町村での単独でチーム構成ができないこともある。このことを鑑み、下記条件の場合に近隣町村合同チームの交流大会参加を認めることとする。

2. 条件

町・村に登録チームが1チームしかなく、尚且つ、登録団員が11名に満たない場合には、同じ条件の近隣の町・村のチームと合同チームを編成する。

3. 交流大会登録について

交流大会登録は、主体となる町村より大会事務局に登録名簿を提出する。その際に、それぞれの町村で登録した市町村登録名簿の1号・2号・3号用紙のコピーを提出する。

4. ユニフォームについて

- 1) ユニフォームは、原則統一とする。
- 2) 県大会申込時に「申し出」があった場合は、それぞれのチームのユニフォーム【上下・帽子・ストッキング・スパイク】でも可とする場合がある。但し、背番号については、統一とする。